ハ　第一号情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。

ニ　第一号情報を削除し、又は第一号情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四　技術的管理措置

イ　第一号情報を取り扱う電子計算機等において当該第一号情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ　第一号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ　第一号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第一号情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

五　その他の管理措置

イ　第一号情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該第一号情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

ロ　イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

2　法第三十九条第一項第二号に掲げる指定地方公共団体の長その他の執行機関が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第二号情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次に定める措置とする。

一　組織的管理措置

イ　第二号情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ロ　第二号情報に係る管理簿を整備すること。

ハ　第二号情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ニ　第二号情報を取り扱う者以外の者が、第二号情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

ホ　第二号情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二　人的管理措置として第二号情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三　物理的管理措置

イ　第二号情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ　第二号情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。

ハ　第二号情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。

ニ　第二号情報を削除し、又は第二号情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四　技術的管理措置

イ　第二号情報を取り扱う電子計算機等において当該第二号情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ　第二号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ　第二号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第二号情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。